

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、栃木県内における訪問看護事業の経営、サービスの質向上を図り、県民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護に関する情報収集と情報共有
- (2) 訪問看護の資質向上に関する教育等
- (3) 訪問看護の運営支援
- (4) 訪問看護の研究や運営支援事業を通じた訪問看護師の環境改善
- (5) この法人に関連する団体との連携
- (6) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種の会員をもって構成し、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した栃木県内の以下の事業者
 - ① 指定訪問看護ステーション
 - ② 訪問看護ステーションを統括している所の看護師
- (2) 賛助会員 正会員から離脱し上記に属さない個人（看護師・保健師）

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会で定めるところにより入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 解散したとき（事業所の休止・廃止）
- (3) その年度の前月より年度終了日までに会費が納入されなかったとき
- (4) 除名されたとき

（退会）

第9条 会員は会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することが出来る。

（除名）

第10条 この法人の会員が、次のいずれかの事由に該当するにいたったときには、第13条特別決議によりその会員を除名することが出来る。

- (1) この法人の名誉を毀損したとき
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員としての義務に違反したとき

（会員名簿）

第11条 この法人は、会員の名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（開催）

第13条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

（権限）

第14条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の総額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併・事業の全部若しくは一部の譲渡または廃止
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、総会の日々の1週間前までに各会員に対して通知を発しなければならない。

（決議の方法）

第16条 総会の決議は、総会員の議決権を有する過半数の会員が出席し、出席会員の議決の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、次の事項の決議は、総会員の半数以上でかつ総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の実任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第17条 正会員は各1個の議決権を有する。ただし常勤換算職員10名以上の事業所は2個の議決権を有する。

2 正会員は、他の正会員または理事を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において、表決を委任したものは出席したものとみなす。

(議長)

第18条 総会の議長は、総会に出席した正会員のうちから選出する。

(議事録)

第19条 総会の議事については法令の定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長、出席した理事及び、その総会において選出された議事録署名人2名が、署名および押印しなければならない。

(総会運営規則)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、総会の決議により定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名の理事（副会長を2名、常任理事1名）を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 3 代表理事は会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。
- 4 監事は会員以外の者から選任することが出来る。
- 5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常任理事は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは理事会で定める順位に従い、その業務を代行する。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事の不正行為その他法人法第100条に定める事実を認め、これを報告するために必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利を有する。
- 4 同一役職に引き続き就任する場合は、6年を超えて就任することはできない。ただし、理事会で6年を超えて就任することを認めた場合は、この限りではない。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することが出来る。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員は職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、理事会の議決を経て役員報酬の総額を別に定める。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について

重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他の理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(顧問)

第29条 この法人に顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は役員の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は会長の任期とする。
- 4 顧問は、会長の諮問に対応する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- 2 この法人の業務執行の決定
- 3 理事の職務執行の監督
- 4 会長、副会長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定める順位に従い、理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることが出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることが出来ない。

- 2 会長が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面または、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

(その他)

第35条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める定款細則による。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、この法人の事業を推進するために必要な時は、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決定により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎年事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することが出来る。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人は事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計画書）

- 2 前項の規定により報告され、または、承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くと共に、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 その他

(事務局設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

4 事務局長は常任理事が兼務することができる。

(公告)

第41条 この法人の公告方法は、電子公告による方法とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

(定款細則)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の決議により別に定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の事業年度は、この法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。

3. 設立時社員の氏名及び住所は以下の通り。

住所 栃木県大田原市城山2丁目3番地12号

氏名 河野 順子

住所 栃木県大田原市中央1丁目4番地23号

氏名 宮崎 照子

4. この法人の設立時の理事及び監事は、次の通りである。

理事 河野 順子 鮎澤みどり 長谷川惣子 宮崎 照子

監事 松本 幸雄 黒田美知子

5. 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が以下に記名押印する。

平成28年3月22日

設立時社員 河野 順子 印

設立時社員 宮崎 照子 印